第明三治種十郵年便物認可
三十五三月十一日

1　平成27年6月2日　火曜日　官　報　（号外第124号）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○商業動態統計調査規則第四条第三項の規定に基づき乙調査を行う調査区を定める件（経済産業省一二六）　一

〔官庁報告〕

国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　五

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二七二
会社その他
会社決算公告　二七二

告示

○経済産業省告示第百二十六号

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）第四条第三項の規定に基づき、乙調査を行う調査区を次のように定め、平成二十七年七月一日から適用する。

なお、平成二十二年経済産業省告示第百五十五号（商業動態統計調査規則第四条第三項の規定に基づき乙調査を行う調査区を定める件）は、平成二十七年六月三十日限りで廃止する。

平成二十七年六月二日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

1　平成27年７月１日から平成28年６月30日まで乙調査を行う調査区

都道府県名	調査区番号	市　区　名	経済センサス基礎調査規則（平成20年11月28日総務省令第125号）に基づく平成24年２月１日現在の調査区の番号	
秋田県	１７３０１	にかほ市	０００４	
	１７３０２	にかほ市	００４１	００４２
福島県	１７３０１	白河市	０００１	０００２
	１７３０２	相馬市	００１６	００１７
福井県	１７３０１	敦賀市	０１７６	０１７７
	１７３０２	鯖江市	００７６	
京都府	１７３０１	京都市中京区	０１１４	
	１７３０２	亀岡市	０００７	０００８
大阪府	１７３０１	大阪市福島区	００８７	
	１７３０２	大阪市天王寺区	００５６	００５７
	１７３０３	大阪市東淀川区	００７１	００７２
	１７３０４	大阪市東成区	００１１	００１２
	１７３０５	大阪市東住吉区	００５６	００５７
	１７３０６	大阪市北区	０６０９	
	１７３０７	池田市	００９０	００９１
	１７３０８	池田市	００９２	
	１７３０９	高槻市	０３７２	０３７３
	１７３１０	松原市	０１１６	０１１７
	１７３１１	東大阪市	０４０９	０４１０
香川県	１７３０１	高松市	０６００	０６０１
	１７３０２	坂出市	００１４	００１５
熊本県	１７３０１	熊本市中央区（旧熊本市）	００５０	００５１
	１７３０２	人吉市	００５５	００５６

2　平成27年９月１日から平成28年８月31日まで乙調査を行う調査区

都道府県名	調査区番号	市　区　名	経済センサス基礎調査規則（平成20年11月28日総務省令第125号）に基づく平成24年２月１日現在の調査区の番号	
山形県	１７４０１	酒田市	０２７９	０２８０
	１７４０２	南陽市	００５６	００５７